

(仮称) 松川水原太陽光発電事業環境影響評価準備書に対する福島県環境影響評価条例
(平成10年福島県条例第64号) 第20条第1項の規定に基づく意見

令和元年9月2日

1 総括的事項について

(1) 本事業計画は、福島市松川町水原地区の丘陵上の約219ヘクタールの区域内に、約94.7メガワットの太陽光発電所を新規に設置しようとするものであり、広大な森林の伐開と相当な地形の変更を想定しているが、対象事業実施区域及びその周辺は谷津田環境に連続して多くの希少野生生物の生息が確認される場所として、森林と開放空間が調和共存する多様性の高い自然環境が存在し、近接して複数の住宅等の分布もあることから、生活環境及び自然環境へ相当な影響が生じないよう、既存の地形を最大限活用して、最新の環境対策や施工方法等を積極的に採用する等、事業実施による環境影響を最大限低減するような事業とすること。

(2) 環境保全措置については、周辺環境や事業の進捗状況により柔軟に対応するようにし、最新の知見や技術を導入等することにより、環境への影響が回避低減されるよう配慮すること。

また、環境影響評価の技術手法が更新等された場合は、できる限り最新の知見を取り入れた手法により評価すること。

(3) 環境影響評価書(以下「評価書」という。)作成段階で、事業内容を変更する必要性が生じた場合には、当該変更による環境への影響について予測及び評価し、その結果に基づき必要な環境保全措置を講じること。

また、環境影響の予測に当たっては、できる限り定量的な手法を用いるとともに、近年の気候変動による影響も踏まえて行うこと。

(4) 新たな環境保全措置を講じる場合には、当該環境保全措置の検討の経緯及びその効果を、具体的に評価書に記載すること。

(5) 評価書作成段階で予測し得ない環境への影響が生じた場合は、専門家の指導及び助言を得るなど適切な対策を講じること。

- (6) 事業場の用地の造成事業に含まれる太陽光発電事業（以下、「太陽光発電事業」という。）については、設備の安全性の問題や、防災・環境保全上の懸念等をめぐる地域住民等とのトラブル等、様々な問題が顕在化していることから、これらの懸念事項等が生じないように、事業者として自主的に検討・対応することが望まれること。

また、これらについて具体的な検討等を行った場合には、その経緯等も含め評価書に記載するなど、情報の公開等にも努めること。

- (7) 適切な環境保全措置の実施に当たっては、固定価格買取制度（FIT）での事業収益が生じなくとも適正に対応する必要があること。

また、本事業計画が福島県の自然環境を改変して実施されることを十分に認識した上で、環境保全措置を含めて事業内容が健全に持続可能なものとなるよう企画するとともに、計画施設の稼働中に発電した電気エネルギーが有効かつ効果的に利用されるよう、事業者として自主的に検討することが望まれること。

2 環境影響評価項目について

(1) 廃棄物等について

ア 工場の稼働に伴う評価項目として選定していないが、太陽光発電事業については、工作物を撤去する段階等での廃棄物の処理に当たって、太陽光パネルに含まれる有害物質による影響が懸念されていることから、これらについて予測、評価した結果を評価書に記載すること。

なお、予測に当たっては、事業開始から事業終了後の場合と、固定価格買取制度（FIT）による買取期間終了後の場合について想定し、評価に当たっては、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）」（2018年 環境省）等を参考に行うこと。

イ 事業開始後は防災調整池を半年に一度浚渫する計画としていることから、発生する土砂の処分方法等について評価書に記載すること。

3 調査、予測及び評価の手法について

(1) 水質について

水質の事後調査の調査地点を対象事業実施区域の下流側に設定しているが、当該事

業区域の上流側でも同種の事業が行われていることから、当該事業に係る影響を正確に評価するためには、当該事業の影響を受けていない状況についても把握しておく必要があること。

(2) 動物、植物及び生態系について

ア 適切に環境影響評価を行うために、春季や夏季の早い時期の調査を実施して、環境への影響について予測及び評価し、その結果に基づき必要な環境保全措置を、評価書に記載すること。

イ 対象事業実施区域は広大で、約 140 ヘクタールの敷地が太陽光発電事業に利用され、発電所外周をフェンスで囲う計画であることから、大型の哺乳類の移動等について予測及び評価し、その結果に基づき必要な環境保全措置等を、評価書に記載すること。

ウ 事後調査の実施に当たっては、対象事業実施区域及びその周辺は、過去に水田等の耕作地であったことから、事業の実施に伴い、水田環境に依存していた希少種等が出現する可能性にも配慮し、綿密に行うよう計画し、実施する環境保全措置の妥当性についても検討を行い、その結果について評価書に記載すること。

(3) 景観について

近景についても適切な調査地点を選定し、視認の可否を含めて、調査、予測及び評価を行い、その結果を評価書に記載すること。

4 その他

(1) 評価書の作成に当たっては、上記の内容を十分に踏まえるとともに、専門的な内容についても可能な限り分かりやすく記述するよう努めること。

(2) 追加の環境保全措置を検討する場合には、必要に応じ関係機関と協議すること。

事業の概要

1 事業者	クラスターグリーンエナジー3 合同会社、クラスターグリーンエナジー4 合同会社
2 事業の名称	(仮称) 松川水原太陽光発電事業
3 事業の種類	工場又は事業場の用地の造成の事業
4 事業の規模	約 219ヘクタール (出力: 94.7メガワット)
5 事業の実施区域	福島市松川町水原字扇平28番地 他